

株 主 各 位

(証券コード 1980)

平成27年6月4日

大阪市西区江戸堀一丁目9番25号

ダイダ株式会社

取締役社長 北野晶平

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市西区江戸堀一丁目9番25号 当社本店7階大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第86期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第86期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役11名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daidan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や賃金が好調に推移する中、生産や輸出に増加が見られましたが、消費増税の影響が薄らぐも、景気を中心となる個人消費の伸びは低調なものとなりました。

建設業界におきましては、政府による予算執行の前倒し効果によって、公共投資に増加が伺えた一方、民間設備投資は、既存設備の老朽化に伴う更新の必要性に加え、企業収益の改善により、大幅な増加が見込まれましたが、人手不足等の影響を受けて、力強さに欠ける結果となりました。

当社グループの受注工事高は、前連結会計年度比3.3%増(42億3千9百万円増)の1,316億3千3百万円となりました。その部門別内訳は、電気工事23.0%、空調工事54.8%、水道衛生工事22.2%であり、主な受注工事は、日亜化学工業新K-1棟空調・水道衛生工事、松坂屋上野店南館建替 電気・空調工事、東邦大学医療センター新大橋病院 空調工事、新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院 水道衛生工事、大幸薬品京都工場 空調・水道衛生工事などです。

完成工事高につきましては、前連結会計年度比2.1%減(26億6千4百万円減)の1,217億8千万円となりました。その部門別内訳は、電気工事21.4%、空調工事58.5%、水道衛生工事20.1%であり、主な完成工事は、品川シーズンテラス 空調工事、シンガポール国立大学薬学棟MD1 電気工事、秋田大学(医病)病棟改修空調工事、信州大学国際科学イノベーションセンター 空調・水道衛生工事、鹿児島市立病院 水道衛生工事などです。

この結果、次期への繰越工事高は、前連結会計年度比11.9%増(98億5千2百万円増)の925億6千9百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は前連結会計年度比9.0%増(3億7千6百万円増)の45億4千7百万円となりました。経常利益は前連結会計年度比9.0%増(4億3百万円増)の48億7千5百万円となりました。この結果、当期純利益は前連結会計年度比74.9%増(12億5千万円増)の29億2千1百万円となりました。

なお、工事部門別の前期繰越工事高、受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高は次のとおりであります。

工 事 部 門	前期繰越工事高	受 注 工 事 高	完 成 工 事 高	次期繰越工事高
	百万円	百万円	百万円	百万円
電 気 工 事	13,370	30,235	26,076	17,530
空 調 工 事	51,921	72,122	71,245	52,797
水道衛生工事	17,425	29,275	24,458	22,241
計	82,716	131,633	121,780	92,569

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4億2千8百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第83期 (平成24年3月期)	第84期 (平成25年3月期)	第85期 (平成26年3月期)	第86期 (平成27年3月期)
受注工事高(百万円)	119,233	119,980	127,394	131,633
完成工事高(百万円)	122,109	121,919	124,445	121,780
経常利益(百万円)	2,736	3,278	4,471	4,875
当期純利益(百万円)	1,175	1,599	1,670	2,921
1株当たり 当期純利益 (円)	26.32	35.83	37.45	65.50
総 資 産(百万円)	103,345	106,155	111,347	113,440
純 資 産(百万円)	42,197	44,988	46,609	53,462

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用情勢の改善や所得環境の回復、原油価格下落による企業収益の改善により、民間建設投資は引き続き緩やかな回復が見込まれるものの、海外景気の不振れ懸念等の不安要素もあり、引き続き不透明な状況がづくものと予想されます。

建設業界におきましては、労働力確保の問題が依然として懸念されるものの、民間設備投資やインフラ整備などの建設需要は堅調に推移することが予想されます。

当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反事件について、東京地方裁判所の判決が確定したことを受け、平成27年1月14日付で、国土交通省から、全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの及び民間工事であって補助金等の交付を受けているものについて、建設業法に基づく60日間の営業停止処分（平成27年1月29日から平成27年3月29日まで）を受けました。

株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、平成26年4月9日付「独占禁止法違反容疑に関する再発防止策の策定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、コンプライアンス体制の見直し強化を図り、再発防止のための諸施策を実施してまいりました。

今後も再発を防止し、独占禁止法その他関係法令等を遵守した事業活動を行うことを徹底するため、継続して役職員に対する啓発活動を実施してまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
ダイダンサービス関東株式会社	100	100	電気・空調・水道衛生工事
ダイダンサービス関西株式会社	100	100	電気・空調・水道衛生工事

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、電気工事、空調工事、水道衛生工事の設計、監理、施工ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地
ダイダン株式会社	本店・大阪本社 東京本社 名古屋支社 九州支社 技術研究所	大阪市 東京都千代田区 名古屋市 福岡市 埼玉県入間郡三芳町
ダイダンサービス関東株式会社		東京都江東区
ダイダンサービス関西株式会社		大阪市

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1, 4 9 8 名	2 6 名 増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1, 4 5 5
株式会社みずほ銀行	9 7 1
株式会社三井住友銀行	9 2 6

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 45,963,803株
 (3) 株主数 3,714名(前期末比245名減)
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東京大元持株会	1,952	4.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,947	4.36
有楽橋ビル株式会社	1,826	4.09
大阪大元持株会	1,712	3.83
HSBC BANK PLC-MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	1,680	3.76
ダイダシ従業員持株会	1,518	3.40
三信株式会社	1,118	2.50
名古屋大元持株会	1,104	2.47
株式会社みずほ銀行	959	2.15
株式会社三井住友銀行	954	2.14

- (注) 1. 当社は、自己株式1,362,322株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式1,362,322株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者	菅 谷 節	
代表取締役社長執行役員 兼最高執行責任者	北 野 晶 平	
取締役専務執行役員	河久保 弘 和	業務本部長
取締役専務執行役員	藤 澤 一 郎	東日本地区担当兼東京本社代表
取締役専務執行役員	太 田 隆	西日本地区担当兼大阪本社代表
取締役常務執行役員	森 英 高	営業本部副本部長
取締役常務執行役員	櫻 井 丈 士	営業本部長
取締役執行役員	逢 坂 美智勝	九州支社長
取締役執行役員	吉 田 一 也	開発技術本部長
取締役執行役員	荻 野 憲 雄	施工技術本部長
取締役執行役員	古 新 亮 英	中部日本地区担当兼名古屋支社長
常 勤 監 査 役	櫻 木 修 一	
常 勤 監 査 役	安 東 憲 二 郎	
監 査 役	土 川 章	
監 査 役	北 村 八 朗	

- (注) 1. 監査役のうち櫻木修一、北村八朗の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 櫻木修一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 安東憲二郎氏は、長年にわたり当社経理部門で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 平成26年6月27日開催の第85回定時株主総会において、新たに荻野憲雄、古新亮英の両氏が取締役を選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
櫻井 丈士	取締役 常務執行役員 営業 本 部 長	取締役 常務執行役員 営業 本 部 担 当 兼 東 京 本 社 営 業 担 当	平成27年5月1日

6. 当事業年度末日後の平成27年4月30日付をもって、取締役 河久保弘和、森英高、逢坂美智勝の各氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役11名 4億8千万円

監査役4名 5千万円（うち社外監査役 2名 2千5百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 該当者はありません。

② 監査役

主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
常勤監査役	櫻木 修一	当事業年度開催の取締役会22回の全て、ならびに監査役会19回の全てに出席し、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	北村 八朗	当事業年度開催の取締役会22回のうち21回、ならびに監査役会19回の全てに出席し、必要に応じ、発言を行っております。

(注) 1. 両氏とも、他の法人等との重要な兼職はありません。

2. 両氏は、本事業報告記載の独占禁止法違反の件について、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンス強化及び内部統制システム強化の視点に立った提言を行ってまいりました。本件判明後は、独占禁止法その他関係法令等を遵守した事業活動及び再発防止策の実施状況の監視に努めております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、金融機関等他の会社の出身者が複数取締役不就任し、社外の視点を取り入れた業務執行を行うことで、コーポレートガバナンスが有効に機能していると考えておりました。

社外取締役の人選は進めておりましたが、拙速に選任しても当社のコーポレートガバナンスの強化にはつながらないとの考えから、当事業年度末日においては社外取締役を置いておりませんでした。

しかしながら、会社法改正の主旨もふまえて、さらなるコーポレートガバナンス強化を目指し、社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第86回定時株主総会に、社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等 6千6百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

6千7百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 会社の体制及び方針

基本方針

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役が法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、社

内規程の整備をはじめとした体制の構築を行います。又、効率的で適法な体制とするために、適時見直しを行うことによりその改善を図ります。

整備状況

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業倫理規程」において役職員一人ひとりが遵守すべき行動の原則、行動基準を規定し、その内容を記したカードを全役職員に携帯させ、コンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ② コンプライアンスの理解と定着のために、定期的な社内広報、社内研修を行います。
- ③ コンプライアンス違反に関する内部通報・相談窓口を設置し、報告、通報を受けた場合は、通報者の地位を確保するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、通報内容に対し適切に対処します。
- ④ 独占禁止法その他の関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図るため、コンプライアンス対策室を設置します。
 - (ア) コンプライアンス対策室は、本部、事業所から独立した会長直轄の組織とし、コンプライアンス委員会と連携しながら、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行います。
なお、実施した施策が有効に機能しているかの確認はコンプライアンス対策室が行います。
 - (イ) コンプライアンス対策室が行う企画、立案については、内容に応じ経営審議会で審議のうえ取締役会の決定により全社展開を実施します。
- ⑤ 外部専門家から構成される法令遵守支援委員会を設置します。
法令遵守支援委員会は、コンプライアンス対策室と密接な連携をとり、コンプライアンス対策室が実施する再発防止策や法令遵守のための啓発活動に対する専門的な支援を行います。
- ⑥ 内部監査部門による監査を定期的に行い、社内規程に沿って業務が行われていない場合は是正を行います。
- ⑦ コンプライアンスに違反する事態が生じた場合には、就業規則に則り、厳格に処分します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの管理について、「危機管理規程」に基づき、損失を未然に防止し、又は最小限に抑え、再発防止に努めます。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務並びに業務分掌を、「職務権限規程」、「組織ならびに業務分掌規程」によって明確にし、適切に業務を行うとともに、重要な経営情報をすみやかに取締役会に付議、報告します。
- ② 社長直轄の内部監査室が、会社の財産及び業務の遂行状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、会社の内部統制の有効性についても検証及び評価を行い、その結果を社長及び取締役会に報告します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記イ) からニ) の体制については以下のとおりとする。

- ① 当社は、経営理念の実現のため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ② 「関係会社管理規程」及び「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への定期的な報告、当社取締役会での承認及び子会社の損失の危険の管理等、当社と子会社間の業務上の取扱事項を定め、必要な管理を行います。
- ③ 内部監査室が、子会社の財産並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況について、法令及び定款への適合状況、並びに効率性の観点から監査を実施し、その結果を当社の社長及び取締役会に報告するとともに、是正を行います。
- ④ 「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、その経営改善に対して積極的に協力又は指導します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(8) 当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人は、監査役の指揮命令に従うものとします。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ロ) 当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

上記イ) 及びロ) の体制については以下のとおりとする。

- ① 取締役及び使用人は、子会社を含む当社グループの業績に著しい影響を及ぼす事項、内部監査部門による監査の実施状況を、すみやかに監査役へ報告します。
- ② 取締役会をはじめとする重要会議の決議事項及び報告事項については、監査役会で内容の検証が行えるよう、事前の資料提示に努めます。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行上必要と認められる費用は、会社に予算を計上するとともに、緊急・臨時に支出した費用は、会社に償還を請求することができることとします。

(12) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会その他経営審議会等の重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視する体制を確保します。
- ② 監査役は、代表取締役、監査法人と定期的に会合し、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ③ 監査役は、内部監査部門と連携を図り、効率的な監査を行います。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

当社は、反社会的勢力に対して断固たる行動をとり、一切の関係を持たないことを基本方針としています。

整備状況

- ① 「企業倫理規程」に行動基準として上記基本方針を明記し、役職員に、研修などを通じて、その遵守の徹底を図ります。
- ② 工事下請負基本契約書に、暴力団などの反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は契約を解除できる旨を記載し、工事施工段階における反社会的勢力の排除を徹底します。
- ③ 警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力に関する情報を収集しています。
- ④ 万一、企業対象暴力による被害が発生した場合の報告体制や対策本部の設置等について「危機管理規程」に定めております。

(注)「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により内容の一部改定しており、上記の内容は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,831	流動負債	52,312
現金及び預金	24,385	支払手形・工事未払金	37,937
受取手形・完成工事未収入金	52,802	短期借入金	4,379
未成工事支出金	424	未払法人税等	990
材料貯蔵品	0	未成工事受入金	1,500
繰延税金資産	1,278	完成工事補償引当金	85
その他	1,945	工事損失引当金	480
貸倒引当金	△5	独占禁止法関連金	390
固定資産	32,609	その他	6,550
有形固定資産	3,919	固定負債	7,665
建物及び構築物	2,633	長期借入金	1,583
機械装置及び運搬具	44	繰延税金負債	4,237
工具、器具及び備品	180	退職給付に係る負債	1,377
土地	1,048	環境対策引当金	107
建設仮勘定	11	海外投資損失引当金	6
無形固定資産	156	長期未払金	352
投資その他の資産	28,533	その他	0
投資有価証券	17,494	負債合計	59,978
繰延税金資産	1	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,633	株主資本	44,807
その他	1,595	資本金	4,479
貸倒引当金	△190	資本剰余金	4,809
資産合計	113,440	利益剰余金	36,186
		自己株式	△669
		その他の包括利益累計額	8,429
		その他有価証券評価差額金	6,797
		為替換算調整勘定	39
		退職給付に係る調整累計額	1,592
		少数株主持分	225
		純資産合計	53,462
		負債・純資産合計	113,440

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		121,780
完 成 工 事 原 価		107,216
完 成 工 事 総 利 益		14,563
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,016
営 業 利 益		4,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	209	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	105	
為 替 差 益	139	
そ の 他	3	507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	157	
支 払 保 証 料	6	
そ の 他	14	179
経 常 利 益		4,875
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益	105	107
特 別 損 失		
減 損 損 失	5	
固 定 資 産 除 却 損	105	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	92	210
税金等調整前当期純利益		4,771
法人税、住民税及び事業税	1,796	
法人税等調整額	45	1,842
少数株主損益調整前当期純利益		2,929
少数株主利益		7
当期純利益		2,921

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	4,479	4,809	34,597	△666		43,221
会計方針の変更による 累積的影響額			△618			△618
会計方針の変更を 反映した当連結会 計年度期首残高	4,479	4,809	33,979	△666		42,602
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△713			△713
当期純利益			2,921			2,921
自己株式の取得				△4		△4
自己株式の処分		0		0		0
連結除外による増加高			0			0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	－	0	2,207	△3		2,204
当連結会計年度末残高	4,479	4,809	36,186	△669		44,807

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主 持 分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	3,690	68	△559	3,199	189	46,609
会計方針の変更による 累積的影響額						△618
会計方針の変更を 反映した当連結会 計年度期首残高	3,690	68	△559	3,199	189	45,991
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△713
当期純利益						2,921
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						0
連結除外による増加高						0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	3,106	△28	2,151	5,230	36	5,266
当連結会計年度変動額合計	3,106	△28	2,151	5,230	36	7,471
当連結会計年度末残高	6,797	39	1,592	8,429	225	53,462

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ダイダグサービス関東㈱、ダイダグサービス関西㈱、DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD.

なお、従来当社グループに含めておりましたMERINO O. D. D. SDN. BHD. につきましては、当連結会計年度中に清算手続が進展し、総資産及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外し、非連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社の数 7社

非連結子会社の名称

大電工事㈱、岡山大電設備㈱、九州大電設備㈱、熊本大電設備㈱、

P F I 京都スクールアメニティ㈱、㈱ディー・エス・アイ、MERINO O. D. D. SDN. BHD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、完成工事高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

大電工事㈱、岡山大電設備㈱、九州大電設備㈱、熊本大電設備㈱、

P F I 京都スクールアメニティ㈱、㈱ディー・エス・アイ、MERINO O. D. D. SDN. BHD.

(3) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

未成工事支出金

個別法に基づく原価法

材料貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社

建物（附属設備を除く）

定額法

その他

定率法

在外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

③工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

④独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に基づく課徴金等の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上しております。

⑥海外投資損失引当金

海外事業等の整理に向けて、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、所要見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が88百万円増加し、退職給付に係る資産が878百万円、繰延税金負債が347百万円及び利益剰余金が618百万円それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び当期純利益への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,484百万円 |
| 2. 担保に供している資産並びに対応する債務の額 | |
| 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 138百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 100百万円 |
| 長期借入金 | 75百万円 |
| 上記の他、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。 | |
| 投資有価証券 | 29百万円 |
| また、下記の資産を連結子会社の仕入債務履行保証金として担保に供しております。 | |
| 定期預金 | 27百万円 |
| 3. 偶発債務 | |
| 下記の連結子会社の出資者に対し、当該出資額について損失保証を行っております。 | |
| DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD. | 18百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

45,963,803株

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	356	8.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	356	8.00	平成26年9月30日	平成26年12月1日
計		713	16.00		

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	446	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

営業循環取引から生じる受取手形の決済及び完成工事未収入金の回収による資金を運転資金の基礎とし、必要に応じ金融機関から資金の借入れを行っております。

有価証券及び投資有価証券の取得については、原則として、格付けの高い満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式の取得に限っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが、短期の支払期日によっております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、常に営業債権の範囲内で推移しております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されておりますが、返済期日は決算日後3年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程のもと信用リスクを認識し、取引相手の債権残高は、与信限度枠の範囲内で管理しております。

各地域の事業所では毎月取引相手ごとに債権残高及び債権残高の推移予想を営業本部へ報告することによってその残高を把握するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念については、早期把握を行うことにより、そのリスクを軽減するべく措置を図っております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権債務に係る為替の変動リスクは通貨別に区分し、継続的に把握しております。

支払金利の変動リスクは、借入金に適用される金利の種類別に区分し、継続的に把握しております。

満期保有目的以外の有価証券及び投資有価証券については、市況や発行体（取引先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に関する流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各地域の事業所において毎月、入金及び支出の情報をもとに資金繰計画を作成するとともに、業務本部において常時、手許流動性を維持することによって管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	24,385	24,385	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	52,802	52,779	△23
(3) 投資有価証券 その他有価証券	16,177	16,177	—
資 産 計	93,365	93,342	△23
(1) 支払手形・工事未払金	37,937	37,937	—
(2) 短期借入金	2,400	2,400	—
(3) 長期借入金(※)	3,562	3,562	0
負 債 計	43,899	43,900	0

(※) 1年内返済予定の長期借入金1,979百万円は長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金

受取手形は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。完成工事未収入金の時価の算定は、一定の期間ごとに区分した債権の将来キャッシュ・フローを取引相手の信用リスクを考慮した利率で割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

この時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を当連結会計年度末日に行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,317

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、大阪市その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、24百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			期末時価 (百万円)
期首残高	期中増減額	期末残高	
357	26	384	1,046

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額であります。
2. 期中増減額のうち、増加額28百万円は、所有不動産の一部を遊休不動産としたことによるものであり、減少額2百万円は、減価償却費の計上によるものであります。
3. 期末時価は、社外の調査機関による不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づく金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,193円61銭
1 株当たり当期純利益金額	65円50銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	79,730	流動負債	51,992
現金及び預金	23,518	支払手形	6,355
受取手形	6,274	工事未払金	31,312
完成工事未入金	46,306	短期借入金	2,400
未成工事支出金	418	1年内返済予定の長期借入金	1,979
材料貯蔵品	0	未払金	428
前払費用	16	未払費用	2,788
立替金	933	未払法人税等	990
繰延税金資産	1,276	未成工事入金	1,491
その他	989	預り金	2,617
貸倒引当金	△5	従業員預り金	671
固定資産	30,321	完成工事補償引当金	84
有形固定資産	3,903	工事損失引当金	480
建物及び構築物	2,631	独占禁止法関連金	390
機械及び運搬具	38	その他	2
工具、器具及び備品	172	固定負債	6,791
土地	1,048	長期借入金	1,583
建設仮勘定	11	繰延税金負債	3,476
無形固定資産	151	退職給付引当金	1,264
ソフトウェア	113	環境対策引当金	107
その他	38	海外投資損失引当金	6
投資その他の資産	26,266	長期未払金	352
投資有価証券	17,428	その他	0
関係会社株式	289	負債合計	58,783
従業員に対する長期貸付金	5	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	44	株主資本	44,471
差入保証金	646	資本金	4,479
長期保険掛金	144	資本剰余金	4,809
破産更生債権等	33	資本準備金	4,716
前払年金費用	7,169	その他資本剰余金	93
ゴルフ会員権	596	利益剰余金	35,850
その他	95	利益準備金	1,119
貸倒引当金	△187	その他利益剰余金	34,731
資産合計	110,051	固定資産圧縮積立金	58
		別途積立金	29,720
		繰越利益剰余金	4,952
		自己株式	△669
		評価・換算差額等	6,797
		その他有価証券評価差額金	6,797
		純資産合計	51,268
		負債・純資産合計	110,051

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		120,572
完 成 工 事 原 価		106,188
完 成 工 事 総 利 益		14,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,869
営 業 利 益		4,515
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	209	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	105	
為 替 差 益	63	
そ の 他	2	427
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	157	
支 払 保 証 料	6	
そ の 他	14	179
経 常 利 益		4,763
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益	105	107
特 別 損 失		
減 損 損 失	5	
固 定 資 産 除 却 損	105	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	92	210
税 引 前 当 期 純 利 益		4,659
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,785	
法 人 税 等 調 整 額	26	1,811
当 期 純 利 益		2,848

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,479	4,716	93	4,809	1,119	61	29,720	3,432	34,334
会計方針の変更による 累積的影響額								△618	△618
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,479	4,716	93	4,809	1,119	61	29,720	2,813	33,715
当 期 変 動 額									
積立金の取崩						△3		3	－
剰余金の配当								△713	△713
当期純利益								2,848	2,848
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△3	－	2,138	2,135
当 期 末 残 高	4,479	4,716	93	4,809	1,119	58	29,720	4,952	35,850

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	△666	42,957	3,690	3,690	46,648
会計方針の変更による 累積的影響額		△618			△618
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△666	42,339	3,690	3,690	46,029
当 期 変 動 額					
積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△713			△713
当期純利益		2,848			2,848
自己株式の取得	△4	△4			△4
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			3,106	3,106	3,106
当期変動額合計	△3	2,131	3,106	3,106	5,238
当 期 末 残 高	△669	44,471	6,797	6,797	51,268

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法に基づく原価法

材料貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（附属設備を除く）

定額法

その他

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

(4) 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に基づく課徴金等の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上しております。

(7) 海外投資損失引当金

海外事業等の整理に向けて、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、所要見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が88百万円増加し、前払年金費用が878百万円、繰延税金負債が347百万円及び利益剰余金が618百万円それぞれ減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,437百万円 |
| 2. 担保に供している資産並びに対応する債務の額 | |
| 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 138百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 100百万円 |
| 長期借入金 | 75百万円 |
| 上記の他、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。 | |
| 投資有価証券 | 29百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 93百万円 |
| 長期金銭債権 | 26百万円 |
| 短期金銭債務 | 277百万円 |
| 4. 偶発債務 | |
| 下記の関係会社の出資者に対し、当該出資額について損失保証を行っております。 | |
| DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD. | 18百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

完成工事高	190百万円
営業費用	1,212百万円
営業取引以外の取引高	2百万円

2. 完成工事高の注記

工事進行基準による完成工事高（未完成工事に係るもの）は、31,291百万円であります。

3. 完成工事原価の注記

完成工事原価には工事損失引当金繰入額350百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,357	6	1	1,362

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 6千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による減少 1千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	862
未払賞与	648
工事未払金	206
工事損失引当金	158
未収収益	143
役員退職慰労未払金	113
未払法定福利費	94
未払事業税	88
貸倒引当金	63
ゴルフ会員権等	54
環境対策引当金	37
減価償却累計額	30
完成工事補償引当金	27
その他	55
繰延税金資産小計	2,586
評価性引当額	△ 358
繰延税金資産合計	2,227
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 3,248
退職給付信託設定益	△ 1,142
固定資産圧縮積立金	△ 30
その他	△ 5
繰延税金負債合計	△ 4,427
繰延税金資産の純額	△ 2,199

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の36.0%から33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は54百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	440百万円
当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	371百万円
当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	76百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,149円48銭
1株当たり当期純利益金額	63円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ダイダン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイダン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月 7日

ダイダン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイダン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法違反の件につきましては、全社をあげて法令遵守体制の強化及び再発防止のための諸施策が実施されていることを確認しております。

今後とも監査役会は、その進捗状況を監視及び検証してまいります。

平成27年5月11日

ダイダン株式会社 監査役会

監査役(常勤)	櫻木修一	ⓐ
監査役(常勤)	安東憲二郎	ⓐ
監査役	土川章	ⓐ
監査役	北村八朗	ⓐ

(注) 監査役櫻木修一及び監査役北村八朗は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当による株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策と考え、健全な財務体質の構築に努めるとともに、剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおり、普通配当として1株につき8円、特別配当として1株につき2円といたしたいと存じます。既に中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき18円となり、前期に比べ2円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金10円（普通配当8円、特別配当2円）

総額 446,014,810円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

当社第86回定時株主総会の翌日6月27日と翌々日6月28日が金融機関の休業日となるため、剰余金の配当が効力を生じる日は6月29日となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役会決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定（変更案第28条第1項及び第36条第1項）、並びに、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第28条第2項及び第36条第2項）を定めるものであります。

なお、（変更案第28条）におきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記規定の新設に伴い、現行定款第28条～第34条を各1条ずつ、第35条以下を各2条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ 第27条</p> <p>（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ 第27条</p> <p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 ～ (条文省略) 第34条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第35条 ～ (条文省略) 第39条</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 ～ 条数の繰下げ (現行のとおり) 第35条</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条 ～ 条数の繰下げ (現行のとおり) 第41条</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

河久保弘和、森英高、逢坂美智勝の各氏は、平成27年4月30日をもって取締役を辞任し、また、現在の取締役全員（8名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため取締役1名を増員し、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として2名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	すがや せつ 菅 谷 節 (昭和18年5月9日生)	昭和46年7月 当社入社 昭和56年6月 当社取締役海外事業部長 兼シンガポール支店長 昭和58年4月 当社常務取締役東京事業部長 兼東京支社長兼海外事業部担当 昭和58年6月 当社代表取締役専務取締役東京事業部長 兼東京支社長兼海外事業部担当 昭和60年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成元年4月 当社代表取締役社長兼統轄本部長 兼全店業務統括 平成10年4月 当社代表取締役社長兼統轄本部長 兼全店営業統轄 平成11年6月 当社代表取締役会長兼統轄本部長 兼全店営業統轄 平成12年7月 当社代表取締役会長兼統轄本部長 兼全店営業統轄兼全店技術統轄 平成13年4月 当社代表取締役会長兼統轄本部長 兼全店営業統轄兼営業本部長 平成14年4月 当社代表取締役会長兼統轄本部長 平成20年4月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成21年4月 当社代表取締役会長兼社長 兼最高経営責任者 平成23年4月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 現在に至る	308,499株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	きたのしょうへい 北野晶平 (昭和30年10月13日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員東京本社副代表兼総務部長 平成21年6月 当社取締役執行役員東京本社副代表 兼総務部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員東日本地区担当 兼東京本社代表 平成25年4月 当社代表取締役社長執行役員 兼最高執行責任者兼営業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長執行役員 兼最高執行責任者 現在に至る	32,000株
3	ふじさわいちろう 藤澤一郎 (昭和31年10月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員産業施設事業部長 兼技術部長 平成21年6月 当社取締役執行役員産業施設事業部長 兼技術部長 平成22年4月 当社取締役執行役員技術本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員開発技術本部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員東日本地区担当 兼東京本社代表 現在に至る	26,000株
4	おおた たかし 太田隆 (昭和25年10月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員北陸支店長 平成23年4月 当社上席執行役員中部日本地区担当 兼名古屋支社長 平成23年6月 当社取締役執行役員中部日本地区担当 兼名古屋支社長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員西日本地区担当 兼大阪本社代表 現在に至る	21,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	さくら い たけ し 士 櫻井 丈士 (昭和27年7月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員東京本社副代表兼営業統括 平成22年4月 当社上席執行役員東京本社副代表 兼営業統括 平成23年4月 当社上席執行役員営業本部長 平成23年7月 当社主席執行役員営業本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員営業本部長 平成25年4月 当社取締役執行役員東京本社副代表 兼営業統括 平成25年12月 当社取締役常務執行役員東京本社副代表 兼営業統括兼営業本部担当 平成26年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年5月 当社取締役常務執行役員営業本部担当 兼東京本社営業担当 現在に至る	21,200株
6	よし だ かず や 吉田 一也 (昭和33年5月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社技術研究所第一開発室長 平成15年4月 当社技術本部クリーンエンジニアリング 室長 平成17年4月 当社開発技術本部クリーンエンジニアリ ング部長 平成20年4月 当社産業施設事業部副事業部長 平成22年4月 当社産業施設事業部長 平成23年4月 当社執行役員産業施設事業部長 平成25年4月 当社上席執行役員開発技術本部長 平成25年6月 当社取締役執行役員開発技術本部長 現在に至る	8,000株
7	おぎ の のり お 荻野 憲雄 (昭和29年11月7日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年1月 当社東京本社技術統括 平成23年4月 当社執行役員東京本社副代表兼技術統括 平成25年4月 当社上席執行役員施工技術本部副本部長 平成26年4月 当社上席執行役員施工技術本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員施工技術本部長 現在に至る	13,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	<p style="text-align: center;">こ 古 しん 新 りょう 亮 えい 英</p> <p>(昭和29年4月11日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成23年4月 当社名古屋支社技術統括</p> <p>平成25年4月 当社執行役員名古屋支社副支社長 兼技術統括</p> <p>平成26年2月 当社上席執行役員中部日本地区担当 兼名古屋支社長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員中部日本地区担当 兼名古屋支社長 現在に至る</p>	9,000株
9	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">いけ 池 たか 隆 ゆき 之</p> <p>(昭和36年7月25日生)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社</p> <p>平成20年4月 当社業務本部経理部長</p> <p>平成25年4月 当社東京本社総務部長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員業務本部副本部長兼経理部長 兼コンプライアンス対策室担当</p> <p>平成27年5月 当社上席執行役員業務本部長 現在に至る</p>	1,000株
10	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">よし 吉 だ 田 ひろし 宏</p> <p>(昭和22年10月20日生)</p> <p><社外取締役候補者></p>	<p>昭和45年4月 三菱油化株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社</p> <p>平成18年4月 同社常務執行役員ポリマー本部長 日本ポリケム株式会社取締役社長</p> <p>平成20年4月 三菱樹脂株式会社代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役</p> <p>平成24年4月 三菱樹脂株式会社相談役</p> <p>平成26年4月 三菱樹脂株式会社特別顧問 (現職) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱樹脂株式会社特別顧問</p>	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> まつばら ふうみ お 松原 文雄 (昭和25年3月20日生) <社外取締役候補者>	昭和48年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成13年1月 環境省審議官、国土交通省審議官 平成16年7月 日本政策投資銀行理事 平成18年7月 国土交通省土地・水資源局長 平成20年4月 みずほ総合研究所株式会社理事 平成21年7月 日本下水道事業団副理事長 平成23年7月 弁護士登録 あすなろ法律事務所入所（現職） 平成23年8月 財団法人建設業適正取引推進機構構託 平成25年6月 都市再生ファンド投資法人執行役員（現職） 一般財団法人下水道事業支援センター 理事長（現職） 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田宏氏及び松原文雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める新任の社外取締役候補者であります。
3. (1) 吉田宏氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、今後取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言を得られるとともに、当社経営の監督に活かされるものと判断したためであります。
- (2) 松原文雄氏を社外取締役候補者とした理由は、行政官としての豊富な経験と、建設産業に対する高い見識及び弁護士活動を通じた幅広い知見から、今後取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言を得られるとともに、当社経営の監督に活かされるものと判断したためであります。
- なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
4. 当社は、吉田宏氏及び松原文雄氏が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 吉田宏氏及び松原文雄氏が当社の社外取締役に選任された場合、両氏を当社が株式を上場する東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。

以 上

<株主総会会場ご案内図>



会 場 大阪市西区江戸堀一丁目9番25号
ダイダン株式会社 本店7階 大会議室
電 話 (06) 6447-8000

交 通 地下鉄四つ橋線
肥後橋駅下車⑦出入口